

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年12月13日（平成30年（行情）諮問第604号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行情）答申第458号）

事件名：「特定刑事施設特定工場勤務，特定工場正担当の氏名，生年月日，住所等」に係る文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の全部を不開示とした決定について，諮問庁が本件請求文書の開示請求を拒否すべきとしていることは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年8月17日付け名管総発第189号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

平成30年9月5日，名管総発第189号，行政文書不開示決定に対し原権限庁に別件事件の異議申立てと共に異議申立てを申し立ててますが，諄諄しく筆誅記載致し候。

平成30年7月5日，申立人（開示請求者兼審査請求人を指す。以下，第2の2において同じ。）が特定刑事施設特定工場担当（特定個人）が日本国憲法99条及び数々の刑法違反及び世界人権宣言，国際人権規約を無視した暴行発言，職権濫用，誣告事件を行い，公務員法に「虚実行為厳禁」と記載されて有るにもかかわらず，刑法156条を作成し，受刑者（申立人）を誣告罪職権濫用で閉居罰10日の受罰と申す。暴行を蒙らせた首謀者であるので，日本国憲法14条のもと，法に基づき，刑務官（特定個人）の罷免を求めるため，氏名，生年月日等の教示を求めた行政手続である。特定刑事施設刑事施設視察委員会とは有名無実だ。健全な国民の常識を反映の運営が憲法違反だから。

##### （2）意見書

審査請求人から平成31年1月19日付け（同月23日收受）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でな

い旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。 ) 。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により、「特定刑事施設特定工場担当（特定階級）の氏名，生年月日，本籍，住所，顔写真，身分を証明できる情報」を請求し，審査請求人からの平成30年8月10日受付情報公開求補正書回答と題する文書（以下「回答書」という。）により，請求内容を「特定階級」から「特定個人名」に変更し，「特定刑事施設特定工場勤務，特定工場正担当の氏名，生年月日，住所等」として請求したことに対し，処分庁が，本件対象文書について，法5条1号，4号及び6号の規定に該当するとして，不開示決定（原処分）を行ったものであり，審査請求人は，原処分の取消しを求めていることから，以下，本件請求文書の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

(1) 処分庁は，本件請求文書については，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であり，法5条1号に該当するとして，原処分を行った。

(2) 一方，本件開示請求は，本件請求文書の内容から，特定刑事施設において特定工場正担当として勤務する職員の個人に関する情報を請求されているものであり，本件請求文書の存否を答えることは，特定個人が特定刑事施設において特定工場正担当として勤務しているという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められることから，法8条の規定に基づき，本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定を行うことが相当であり，原処分は，本件請求文書の存在を前提とした不開示決定を行っているとの疑念を抱かれてもやむを得ない記載振りとなっていることから，妥当であったとはいえない。

(3) しかしながら，本件存否情報は，法5条1号に規定する個人に関する情報であって，当然に特定個人の識別性を有するものであることから，同号の不開示情報に該当することは明らかである。

そして，本件存否情報は，これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず，また，そのような性質を有するものとは考えられないことから，法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに，本件存否情報は，人の生命，健康，生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから，同号ただし書ロにも該当しないものと認められ，同号ただし書ハ

に該当するとすべき事情も存しない。

- (4) また、処分庁は、本件請求文書については、法5条4号及び6号に該当するとして、原処分を行っているところ、仮に本件請求文書が存在するとすれば、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

- 3 以上のとおり、原処分における不開示理由については妥当性を欠いたものであったといわざるを得ないものの、本件請求文書については、その存否を答えるだけで、特定刑事施設において特定工場正担当として勤務する職員の個人に関する情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められることから、本件請求文書の全てを不開示とした原処分は、結論において妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年12月13日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年1月23日  | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年2月22日     | 審議            |
| ⑤ 同年3月4日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに対し、処分庁は、本件対象文書を特定した上、その全部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、

原処分 of 取消しを求めている。

なお、処分庁は、本件開示請求の対象となる文書として、審査請求人が求補正への回答として記載しているものとは異なる文言で本件対象文書を特定しているところ、この点につき、原処分に至るまでの間に、開示請求者である審査請求人に対して意思確認を行ったという事実がうかがえないから、原処分の妥当性を判断するに当たっては、本件請求文書について検討すべきものである。

そして、諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書については、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号、4号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが適当であり、本件請求文書の存在を前提とした不開示決定を行っているとの疑念を抱かれてもやむを得ない原処分は、妥当であったとはいえないものの、原処分においては、本件請求文書につき、法5条1号、4号及び6号に該当するとして、その全部を不開示としていることから、結論において妥当であるとしているので、以下、本件請求文書の存否応答拒否の適否について検討する。

## 2 本件請求文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件請求文書は、別紙の2に掲げる文書であり、特定個人が特定刑事施設において特定工場正担当として勤務しているということを前提とした文書の開示を求めるものである。

したがって、本件請求文書の存否を明らかにすると、特定個人が特定刑事施設において特定工場正担当として勤務している事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められるところ、仮に本件請求文書が存在するとすれば、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明は、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に鑑みると、首肯できる。そうすると、本件存否情報を明らかにすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(2) 以上によれば、本件請求文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書の全部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件請求文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号、4号及び6号に該当することから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条4号に

該当すると認められるので、同条1号及び6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

- 1 本件開示請求に記載された請求内容  
特定刑事施設特定工場担当（特定階級）の氏名，生年月日，本籍，住所，  
顔写真身分を証明できる情報公開の開示を求むる。
  
- 2 その後に開示請求者が特定した文書（本件請求文書）  
特定刑事施設特定工場勤務，特定工場正担当（特定個人）の氏名，生年  
月日，住所等。
  
- 3 処分庁が特定した文書（本件対象文書）  
特定刑事施設特定工場勤務，特定工場正担当の氏名，生年月日，住所等。